

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
濃厚流動食が 薬価収載され ている	基本食事サービス費及び特別食加算は算定しない		
	手技料及び薬剤料 を協力医療機関に おいて算定する。	手技料及び薬剤料は 基本施設サービス費 に包括されており、 算定できない。	手技料及び薬剤料は 基本施設サービス費 に包括されており、 算定できない。
濃厚流動食が 薬価収載され ていない	基本食事サービス費及び特別食加算を算定する		

4【経管栄養について（その2）】

回復期にある患者に、医療上の必要性から経管栄養と食事を両方提供するときの算定方法はどうか。

（答）

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設においては基本食事サービス費を算定することとなる。

また、介護老人福祉施設においては、基本食事サービス費を算定するとともに、協力医療機関においても手技料及び薬剤料を算定することとなる。

II 福祉用具購入費関係

1【腰掛け便座の給付対象範囲について】

腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

（答）

家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。

2【部品購入費について】

介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか？

（答）

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

Ⅲ 住宅改修費関係

①住宅改修の種類

1【手すりについて】

手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

（答）

支給対象となる。

高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

2【スロープ・手すりについて】

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日付厚生省老企発第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」では「玄関の外から道路までの段差解消等屋外の工事は除かれる」とあるが、玄関ポーチにスロープや手すりを設置する工事は支給対象外となるのか。

（答）

玄関ポーチとそれに類するものは玄関とみなすので屋外でも住宅改修の支給対象となる。同通知では、玄関の外から道路までのいわゆる「アプローチ」等建物に付属したものではない（建物と一体ではない）屋外の工事を除外するものである。（介護保険は「住宅」改修であって、「敷地」改修ではない。）

3【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。

（答）

玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

4【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

5【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段

にしたりする工事は支給対象となるか。

(答)

式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

6【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

7【床材の表面加工について】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

(答)

いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

8【扉工事について】

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

9【引き戸の取り替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

10【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③髙高便座を用いて座面の高さを高くする場合

(答)

①は支給対象となる。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

11【洋式便器への便器取替え工事について】

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

(答)

商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

12【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

13【和式便器の腰掛式への変換について】

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。

(答)

腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

②支給申請関係

1【領収証について】

領収証は、写しでもよいか。

(答)

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

2【工事内訳書について】

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

(答)

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

3【添付写真の日付について】

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

(答)

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。

③その他

1【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

(答)

竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

2【賃貸住宅退去時の改修費用について】

賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

住宅改修の支給対象とはならない。

3【賃貸アパート共用部分の改修費用について】

賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

4【分譲マンション共用部分の改修費について】

分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

5【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

(答)

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

6【入院（入所）中の住宅改修について】

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことはできるか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。

(答)

入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。

7【家族が行う住宅改修について】

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。

(答)

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

IV 給付管理業務関係

1【短期入所サービス区分支給限度基準額の変更について】

要介護認定の変更認定により、新たに限度額管理期間及び限度日数が設定された場合は、変更認定以前の利用日数については考慮されず、前月までの利用日数が「0日」として以後の管理をすることになるのか。

(答)

月途中で変更認定が発効した場合は、短期入所サービスについては当該月の末日まで変更前の認定に係る要介護状態区分に応じた限度日数で変更前の認定に係る限度日数管理が継続し、翌月初日から変更後の認定に係る要介護状態区分に応じた限度日数で新たな限度日数管理が開始されることとなる。また、月の初日に変更認定が発効した場合、前月の末日で変更前の認定に係る限度日数管理が終了し、変更認定の発効日から変更後の認定に係る要介護状態区分に応じた限度日数で新たな限度日数管理が開始される（介護保険法施行規則第67条第2項）。

(例1)

最初の認定の有効期間：4/1～9/30

最初の認定の要介護状態区分：要介護2（短期入所限度日数：14日）

変更認定の申請日：7/15

変更認定の有効期間：7/15～1/30

変更後の要介護状態区分：要介護3

この場合、最初の要介護認定に係る限度日数管理は、7月31日まで継続（限度日数は14日）することとなり、新たな要介護認定に係る限度日数管理期間は8月1日～1月31日の6ヶ月となる。したがって限度日数は21日となる。

(例2)

最初の認定の有効期間：4/1～9/30

最初の認定の要介護状態区分：要介護2（短期入所限度日数：14日）

変更認定の申請日：7/1

変更認定の有効期間：7/1～12/31

変更後の要介護状態区分：要介護3